

- ウラン加工施設であるウラン濃縮原型プラント(DP)は、当初の使命を終了し、施設中長期計画*1において廃止措置予定施設となっております。
- これまでに廃止措置を開始するための準備を終了したこと及び原子力規制庁から「ウラン加工施設に対する規制の進め方について*2」(平成30年4月25日)が示されたことにより、原子炉等規制法第22条の8(事業の廃止に伴う措置)で規定されている「廃止措置計画」の認可申請を本日、原子力規制委員会へ申請しました。
- 立地地域をはじめ国民の皆様の御理解を得つつ、安全を最優先に廃止措置を進めて参ります。

*1 https://www.jaea.go.jp/about_JAEA/facilities_plan/

*2 <http://www.nsr.go.jp/data/000228265.pdf>

【計画の概要】

- 廃止措置対象施設は、加工事業の許可を得ているウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟です。
- 設備及び機器の解体撤去は、段階的(2段階)に実施し、約20年間で廃止措置の完了を目指します。
- 廃止措置の終了は、管理区域の解除までとし、建物は活用することを検討します。
- 申請時点で明確にできない事項(核燃料物質の譲渡し、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものの廃棄等)については、明確化した段階で変更認可申請をします。
- 解体費用は、約55億円を予定しています。
- 放射性廃棄物の処理処分等の費用は、ウランに係る廃棄物の安全規制に関する法制度が整備され明確化した段階で変更認可申請をします。



人形峠環境技術センターにおける加工の事業に係る廃止措置計画の認可の申請の概要について(2/2)

本廃止措置計画の認可以降、以下の廃止措置の工程に基づき実施し、約20年間で廃止措置を完了する予定です。

